

都市計画公聴会の開催

鎌倉市まちづくり条例第 23 条第 1 項の規定に基づき、次の相互に密接して関連する 4 件の原案に係る公聴会を一括して開催します。

令和 3 年(2021 年) 7 月 16 日

鎌倉市長 松尾 崇



1 都市計画原案の種類及び名称

- (1) 鎌倉都市計画土地区画整理事業の決定 村岡・深沢地区土地区画整理事業
- (2) 鎌倉都市計画地区計画の決定 深沢地区地区計画
- (3) 鎌倉都市計画道路の変更 3・4・5号深沢村岡線
- (4) 鎌倉都市計画市場の変更 第1号鎌倉青果地方卸売市場

2 都市計画原案に係る土地の区域

- (1) 鎌倉都市計画土地区画整理事業の決定
鎌倉市上町屋字山ノ根、寺分字堅畑、字川向、字陣出、字上陣出、字木ノ下及び字藤塚、梶原字内耕地、字外耕地、字古川、字八町面及び字宮里、梶原一丁目並びに常盤字下耕地地内
- (2) 鎌倉都市計画地区計画の決定
鎌倉市上町屋字山ノ根、寺分字堅畑、字川向、字陣出、字上陣出、字木ノ下及び字藤塚、梶原字内耕地、字外耕地、字古川、字八町面及び字宮里、梶原一丁目並びに常盤字下耕地地内
- (3) 鎌倉都市計画道路の変更
鎌倉市寺分字堅畑地内
- (4) 鎌倉都市計画市場の変更
鎌倉市寺分字堅畑地内

3 公聴会の開催の日時及び場所

令和 3 年(2021 年) 8 月 24 日 (火) 午後 7 時から午後 9 時まで。
深沢学習センター 3 階ホール (鎌倉市常盤 111 番 3 号)

4 公述の申出に係る書面の提出方法、提出期間及び提出先

提出方法は、鎌倉市まちづくり計画部都市計画課に持参または郵送
提出期間は、令和 3 年(2021 年) 7 月 19 日 (月) から令和 3 年(2021 年) 8 月 2 日 (月) まで (郵送の場合は期限内必着)。
提出先は、鎌倉市まちづくり計画部都市計画課

5 都市計画原案の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間は、令和3年(2021年)7月19日(月)から令和3年(2021年)8月2日(月)までの午前8時30分から午後5時00分まで。ただし、土、日及び祝日を除く。

縦覧場所は、鎌倉市まちづくり計画部都市計画課

6 その他の事項

(1) 公述の申出が無かった場合は、公聴会は中止とします。

(2) 鎌倉市決定の4件のほか、4件に相互に密接して関連する神奈川県決定の3・5・7号腰越大船線の公聴会については、同日程で神奈川県と共同開催します。

(3) 公述人の数は、1会場最大10名程度とし、意見の要旨を同じくする者のうちから、それぞれ抽選により行うものとします。